主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人伏見禮次郎の上告趣意(後記)は、結局量刑不当、の主張に帰し刑訴応急 措置法一三条二項により上告適法の理由にならない。

よつて刑訴施行法二条、旧刑訴四四六条により主文のとおり判決する。

この判決は、裁判官全員一致の意見である。

検察官 茂見義勝関与

昭和二六年三月二九日

最高裁判所第一小法廷

郎	治	竹	田	澤	裁判長裁判官
毅			野	眞	裁判官
輔		悠	藤	齌	裁判官
郎		Ξ	松	岩	裁判官